

生徒心得

1 校内生活

- (1) 登下校および授業（HRや全校集会も含む）は制服を着用し、きちんと着こなすこと。
- (2) 始業「5分前」には教室へ入れるように登校すること。
- (3) 欠席・遅刻等については当日8：30までに原則保護者が「欠席連絡フォーム」にて担任に連絡すること。
- (4) 早退・外出のときは担任へ申し出る。許可された場合は許可証を発行してもらい、携帯すること。
- (5) 自転車は所定の位置におき、必ず鍵をかけること。2重ロックをする（**防犯登録を必ずする**）。
- (6) **学習上不要なものは持参しないこと（特に化粧品、ヘアアイロン、携帯ゲーム機、ポータブルオーディオプレーヤー及び高額な金品は持ち込まないこと）。**
- (7) **携帯電話・スマホ等の通信機器は、電源を切り、ロッカーの中にする**こと。
- (8) 所持品の紛失、拾得した場合は職員に届け出ること。
- (9) 生徒同士の金銭および物品の貸借をしないこと。
- (10) 校内に掲示するものは関係職員に申し出て許可印を受け、所定の場所に掲示すること。
- (11) 校内の施設や備品を使用するときは職員の許可を受けて、丁寧に取り扱うこと。
- (12) 校舎内外の美化に努め、ゴミの分別を行うこと。

2 校外生活

桐工生として各自の良識と自覚によって判断し、学生らしい言動・態度で行動すること。

- (1) 外出の際は必ず行先、帰宅時間を保護者へ話し、午後10時までには帰宅すること。
（群馬県青少年健全育成条例により午後10時から翌朝4時までの外出は補導の対象です）
- (2) **二輪・四輪免許取得の際は校内規定の取得時期や免許取得遵守事項及び利用基準を厳守し絶対に無断取得しないこと。なお、詳細について生徒指導部まで相談すること。**
- (3) 高校生の出入りを禁止している飲食店、娯楽場・遊戯場(パチンコ店・公営レース場等)の出入りはしないこと。
- (4) 喫煙、飲酒、賭博等法律で禁止されている事は絶対にしないこと。
- (5) 薬物等(規制薬物・危険ドラッグ)は絶対に“買わない・使わない・かかわらない”こと。

- (6) 暴力、脅迫等の行為は校内外を問わず絶対にしないこと。
- (7) 本校生が催し物を計画する場合または本校以外の主催団体の諸行事に参加する場合は、学校の許可を受けて参加すること。
- (8) アルバイトはしないことが望ましい。特に1学年の1学期と2学期は、授業や部活動等の学校生活に専念し、アルバイトはしないこと。止むなく行う場合は高校生としてふさわしいものとし、保護者の承諾を得たうえで所定の**アルバイト届けを提出し、学校の指導を受けること。**
- (9) 登山、キャンプ、旅行等については保護者の承諾を得たうえで、所定の届けを提出すること。
- (10) 急病、災害・事故等のあったときは速やかに担任または学校に連絡すること。

3 その他

- (1) 「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめの早期発見・早期対応・未然防止を推進し、いじめ、嫌がらせ、からかい等を絶対に許さず、厳正に対処します。
- (2) 直接連絡しにくいことやいじめ等でお困りの際は、緊急相談メールをご利用下さい。

専用メールアドレスは **kiri ko-hs03@edu-g.gsn.ed.jp**

4 頭髪等について

- (1) 頭髪は高校生らしく清潔な髪型にすること。(男子の場合、耳に髪の毛がかからないこと、もみあげは耳たぶの位置より長くないこと。襟足はワイシャツ等の襟にかからないこと。男女とも、前髪が目にかからないこと。)
- (2) 特異な髪型(左右非対称、極端な刈りあげ等)にしたり、故意にウェーブ等をかけたり(パーマ、ストレートパーマ、アイロン等)、髪を脱色したり染色したりすることを禁止する。
- (3) その他
 - ①ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品、ならびに化粧、色付リップクリーム等は禁止する。
 - ②マニキュア、エクステンション等も禁止する。
 - ③ミニスカートの着用及びスラックスの腰ばきを禁止する。
 - ④シャツ、ブラウスの裾出しは禁止する。

5 服装規定

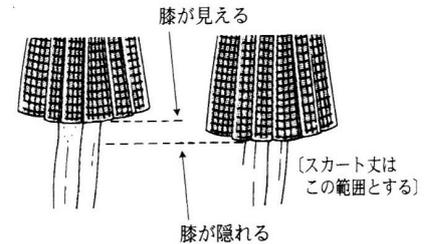
(1) 生徒は、本校指定の制服を着用すること。

①学校指定のブレザー、スラックス、ベスト、スカート（丈は図の範囲）

※但し、購入時は、完全に膝がかくれる丈とする

②白のワイシャツ、またはブラウス。学校指定のネクタイまたはリボン

③ベルトは黒を基調としたビジネスタイプとし、派手なものは着用しない。（ライン、模様は不可）



制服の改造は禁止する。購入時の形状に戻せない場合は、新たに購入等をしてもらいます。

また、改造制服は一旦、学校保管とし、制服の修復が不可の場合は返却せず、没収させていただきます。（※卒業等において、後輩・友人への受け渡しの未然防止等が目的です。）

改造とは、ブレザーまたはスカート丈を指定より短くする、スラックスの裾幅を細くあるいは太くする等のことです。

(2) 止むを得ぬ事情によって制服を着用することができない場合は、異装届を提出し、許可を受けること。

(3) 略装期間（5月～10月）中は、ネクタイ、リボンを着用せず、ワイシャツ、ブラウス・ベスト、学校指定のポロシャツでの登校を可とする。

ただし、儀式・行事・集会等は、ワイシャツ、ブラウス・ベストにネクタイ、リボンを着用する。（ワイシャツ等のインナーは、白無地、白無地にワンポイントまたは、学校指定Tシャツに限る。）

(4) ソックスは派手なものではなく、無地またはワンポイント、ラインまでは可。色は黒・白・紺・灰色を基調とし、長さはひざ下までのものとする。

(5) 防寒対策としての服装（原則として11月～翌年3月まで着用できる）

①ブレザーの下に着用するもの

・Vネックのセーター、ベスト、カーディガン。色は黒、白、紺、灰色、キャメルとする。

ただし、ブレザーの袖口や裾からはみ出さないこと。

・ジャンパーやパーカー類は禁止する。

②コート類の着用

・特に規定はないが、学生らしいものを着用のこと。また、校舎内では着用しないこと。

③スカートに対する防寒

- ・着用した際、制服が見苦しいものとならないもの（紺・黒系のタイツやストッキングなど）を着用すること。
- ・ジャージの着用（俗名：はにわスタイル）は禁止する。

（6）通学時の履物は学生らしいものにする。

（7）上履きは学校指定のスリッパを使用すること。

（8）その他

- ① 眼鏡は、形状・色等、学生らしいオーソドックスなものとする。
- ② カラーコンタクトレンズは禁止する。

6 交通指導関係

（1）自転車通学について

- ① 自転車鑑札シール代金を納入する。（入学時の納入金に含まれている）
- ② 明確なところに鑑札をつける。（後部泥よけ部等）
- ③ 交通法規および交通マナーを守る。
- ④ 自転車の点検・整備をしっかりと行う。なお、自転車の点検日には、点検を受け、不良個所を指摘された場合は、速やかに改善をする。
- ⑤ 所定の自転車置場に整頓して駐輪する。校外においても駅前等の不法駐輪をしない。
- ⑥ 雨天の場合は、レインウェア・コートを着用する。
- ⑦ 鍵は2重ロックし、必ず防犯登録を受ける。

（2）自転車鑑札について

- ① 通学に際して 2 区間以上 で自転車を使用する者は、必要な鑑札を交通指導係へ1枚につき110円を添えて直接申し込む。
- ② 通学に自転車を使用しない者であっても、盗難防止および盗難後の放置等の防止のために常用する自転車に鑑札をつける。

（3）二輪車（原付・自動二輪車）の運転免許取得及び利用について

基本方針

二輪車の運転免許取得及び利用については、校内規定の取得時期や免許取得遵守事項及び利用基準厳守し、法律で定められた年齢に達した生徒は、**原則として1学年2学期以降**におい

て、本人及び保護者の希望があれば、免許取得に関する考え方等を確認（取得理由・学業 状況・学校生活等の問題がなければ）指導後、必ず運転免許取得届を学校に提出し、**免許の取得のみ可能**とする。また、免許取得者は、本校の交通安全指導に従い、宣誓書を本人・保護者等の同意のもと提出する。

ただし、**通学等利用については**、生徒が運転する二輪車（原動機付き自転車及び自動二輪車等）または後部座席に同乗しての通学並びに部活動及び学校行事への参加等、**学校管理下内・外における利用について、これを一切認めない。**

なお、特例事項として次の条件を満たす者はその通学利用を認める。原則として遠距離通学者等登下校に著しく支障をきたす者、特別な事情があり生徒指導部で審議し、**利用・通学を認めた者等のみ**とする。

①公共交通機関のない山間地等からの**遠距離通学**（最寄り交通機関まで原則として4 km以上）で部活動等の理由から最寄り駅・停留所までの利用が必要な者は、生徒指導部で審議し認めることもある。

②その他、特別な事情がある者は生徒指導部で審議し、**通学の利用**を認めることもある。

③手続き**（通学利用許可を受けた者のみ）**

「運転免許取得届」提出→ 生徒指導部 交通係 交通審査係による審査(考え方を確認)

→ 「運転免許受験承諾書」交付（第1学年自己の誕生日以降）→ 免許取得

→ 免許証、**保険加入の確認** → 「利用届証」（携帯用・貼付用）交付→ 「**宣誓書**」提出

④遵守義務

ア. 「利用届証」は、常時携帯及び利用車両所定位置に貼付し、記載事項（期間・区間・目的）確認し利用すること。

イ. 交通法規を守り、安全運転を心がけ事故防止に万全を期すことはもとより、次の具体的な指導事項を遵守する。

- ・ **排気量50 cc以下**とする。
- ・ **二輪車の貸借をしない。**
- ・ **自賠償保険加入車両**のこと。
- ・ **駅前等に放置しない。**

7 普通自動車の運転免許取得及び利用について

(1) 免許取得について

原則として進路決定後において、生徒及び保護者から申出があった場合には、生徒及び保護者の免許取得に対する考え方等を確認後、問題がなければ自動車教習所への入所及び免許取得について認める。（進路未決定者においても、2学期期末試験以降は正規の手続きにより教習可能とする。）ただし、**運転免許試験（本検）の受験については卒業後が望ましい。**

(2) 自動車の利用について

生徒の実情を踏まえ「**自動車免許取得遵守事項及び利用基準**」に従うこととする。生徒自身が運転する自動車（二輪車の利用基準も含む。）等による通学並びに部活動及び学校行事への参加等、**学校管理下における利用についてはこれを一切認めない。**

詳しくは、生徒指導部まで連絡をする。また、3年時に詳細説明を交通係より実施する。

(3) 教習所の入所は認めるが、在学中の普通自動車免許合宿免許教習等は認めない。

(4) 生徒は普通自動車運転免許取得届を教習所申込の1週間前までに担任を経由して、生徒指導部交通係→学校長に提出し、運転免許取得届証が交付されてから教習所の入所申込手続きをすること。

また、教習開始後の定期考査1週間前から終了までは教習停止とし、教習中の仮検・卒検更に本検（前橋総合交通センター）に対しては、授業及び行事等の欠課は認めない。（欠席の場合、仮検・卒検・本検いずれの場合も欠席扱いとする）

更に、免許取得後は、学校へ直ちに連絡をすると共に、宣誓書を本人・保護者等の同意のもと提出し交通安全に心掛ける。

(5) 四輪免許取得届けを必ず提出し、免許の無断取得を絶対にしない。